

○ 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（附則第四十七条関係）

改正案	現行
（登録の拒否要件） 第六条 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 七 （略） 八 この法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、<u>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</u>、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。	（登録の拒否要件） 第六条 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 七 （略） 八 この法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、<u>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</u>、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

2
九
十一
(略)
(略)

2
九
十一
(略)
(略)
るとき。